

第 2 回 青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会 会 議 録		
開 催 日 時	令和 7 年 4 月 2 8 日 午 前 1 1 時 3 0 分	
場 所	市役所 6 階 選挙管理委員会事務室	
出 席 者	委員長 川 鍋 信 夫	書記長 須 崎 満
	委 員 根 本 太 夫	書 記 西 村 晃
	同 山 下 秀 明	
記 録 者	書 記 西 村 晃	
1 あいさつ 川鍋委員長		
2 報告事項 4 月 1 7 日（木）都議選・参院選説明会に委員長・局長・係長出席		
3 議 事		
議案第 2 号 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙にお		
ける公営ポスター掲示場の総数減少協議の内容変更について		
原案どおり可決		
4 そ の 他		
(1) 次回委員会の開催日程について		
日 時：令和 7 年 5 月 2 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分		
会 場：市役所 6 階 6 0 1 会議室		
議 題：東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における公営ポスター掲示場		
の総数減少について		
(2) その他		

開 会 日 時	
令和 7 年 4 月 2 8 日 午 前 1 1 時 3 9 分	

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長
および委員ここに署名する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 川 鍋 信 夫
委 員 根 本 太 夫
委 員 山 下 秀 明
委 員

第2回青梅市選挙管理委員会日程

令和7年4月28日
午前11時30分
市役所6階
選挙管理委員会事務室

1 あいさつ 川鍋委員長

2 報告事項

3 議 事 議案第2号 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および
参議院議員選挙における公営ポスター掲示場
の総数減少協議の内容変更について

4 そ の 他 (1) 次回委員会の開催日程について

日 時 令和7年5月20日（火）午前10時00分

会 場 市役所6階 601会議室

議 題 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）におけ
る公営ポスター掲示場の総数減少について

(2) その他

東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙
における公営ポスター掲示場の総数減少協議の内容変更につ
いて

東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 56 年東京都条例第 66 号）第 2 条および公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 の規定にもとづき、東京都選挙管理委員会と協議する内容は、令和 7 年 3 月 26 日委員会（議案第 40 号）により可決したところであるが、ポスター掲示場設置業者との再調整を踏まえた次の内容に変更する。

1 減少数

38

2 理 由

各投票区の地勢を考慮し、第 1 投票区、第 2 投票区、第 6 投票区、第 7 投票区、第 9 投票区、第 11 投票区から第 20 投票区、第 23 投票区、第 26 投票区および第 32 投票区について減とし、第 22 投票区については増とする。

3 投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
別紙のとおり

令和 7 年 4 月 28 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

青梅市投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
(令和7年執行 都議会議員選挙・参議院議員選挙)

投票区	選挙人名簿登録者数 (R7.3.3)	区分1	面積(k㎡)	区分2	法施行令第11 1条第1項の規定による数	設置数	増△減	理由
1	3,381	②5千人未満	1.0549	①2k㎡未満	7	4	△ 3	地勢等による減
2	2,267	②5千人未満	0.6495	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
3	6,723	③1万人未満	1.2370	①2k㎡未満	8	8	0	
4	9,400	③1万人未満	2.9560	②4k㎡未満	8	8	0	
5	4,546	②5千人未満	0.7437	①2k㎡未満	7	7	0	
6	4,462	②5千人未満	4.1272	③8k㎡未満	8	5	△ 3	地勢等による減
7	5,226	③1万人未満	0.9721	①2k㎡未満	8	5	△ 3	〃
8	6,888	③1万人未満	1.0475	①2k㎡未満	8	8	0	
9	2,845	②5千人未満	2.5652	②4k㎡未満	7	5	△ 2	地勢等による減
10	7,261	③1万人未満	5.5339	③8k㎡未満	9	9	0	
11	1,448	②5千人未満	1.8944	①2k㎡未満	7	6	△ 1	地勢等による減
12	1,392	②5千人未満	1.2739	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
13	2,171	②5千人未満	1.5412	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
14	4,572	②5千人未満	6.2647	③8k㎡未満	8	4	△ 4	〃
15	1,866	②5千人未満	4.0332	③8k㎡未満	8	7	△ 1	〃
16	1,515	②5千人未満	3.3680	②4k㎡未満	7	6	△ 1	〃
17	173	①1千人未満	3.3860	②4k㎡未満	6	3	△ 3	〃
18	499	①1千人未満	4.3542	③8k㎡未満	7	5	△ 2	〃
19	408	①1千人未満	7.8773	③8k㎡未満	7	5	△ 2	〃
20	100	①1千人未満	1.5219	①2k㎡未満	5	2	△ 3	〃
21	794	①1千人未満	1.9527	①2k㎡未満	5	5	0	
22	973	①1千人未満	6.3467	③8k㎡未満	7	8	1	有権者分布状況等による増
23	1,025	②5千人未満	6.4581	③8k㎡未満	8	7	△ 1	地勢等による減
24	761	①1千人未満	3.8061	②4k㎡未満	6	6	0	
25	453	①1千人未満	12.2559	④8k㎡以上	8	8	0	
26	112	①1千人未満	6.5823	③8k㎡未満	7	1	△ 6	地勢等による減
27	3,714	②5千人未満	2.2507	②4k㎡未満	7	7	0	
28	6,708	③1万人未満	1.6242	①2k㎡未満	8	8	0	
29	4,846	②5千人未満	0.6480	①2k㎡未満	7	7	0	
30	4,385	②5千人未満	0.5295	①2k㎡未満	7	7	0	
31	5,506	③1万人未満	0.7771	①2k㎡未満	8	8	0	
32	4,609	②5千人未満	1.4908	①2k㎡未満	7	6	△ 1	地勢等による減
33	5,715	③1万人未満	1.8383	①2k㎡未満	8	8	0	
34	4,181	②5千人未満	0.3478	①2k㎡未満	7	7	0	
合 計	110,925		103.3100		246	208	△ 38	

○ 公職選挙法

(ポスター掲示場)

第百四十四条の二 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3～7（省略）

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10（省略）

○ 東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

(設置)

第一条 東京都議会議員の選挙においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)

第百四十四条の二第八項の規定に基づき、法第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。

2 ポスター掲示場の設置に関する事務は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)の選挙管理委員会が行う。

(総数の減少)

第二条 区市町村の選挙管理委員会は、当該区市町村における地勢、交通等の事情により、法第百四十四条の二第九項本文の規定により算定した総数のポスター掲示場を設置することが困難であると認められる場合は、同項ただし書の規定により、あらかじめ東京都選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

◎公職選挙法施行令第111条第1項の規定による数

(公職選挙法第144条の2第2項または第9項に規定の政令で定める数)

選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数	投票区
1,000 人未満	2 平方キロメートル未満	5 箇所	第 20、第 21
	2 平方キロメートル以上 4 平方キロメートル未満	6 箇所	第 17、第 24
	4 平方キロメートル以上 8 平方キロメートル未満	7 箇所	第 18、第 19、第 22、第 26
	8 平方キロメートル以上	8 箇所	第 25
1,000 人以上 5,000 人未満	4 平方キロメートル未満	7 箇所	第 1、第 2、第 5、第 9、第 11、 第 12、第 13、第 16、第 27、第 29、 第 30、第 32、第 34

	4 平方キロメートル 以上 8 平方キロメートル 未満	8 箇所	第 6、第 14、第 15、第 23
	8 平方キロメートル 以上	9 箇所	(該当なし)
5,000 人以上 10,000 人未満	4 平方キロメートル 未満	8 箇所	第 3、第 4、第 7、第 8、第 28、 第 31、第 33
	4 平方キロメートル 以上	9 箇所	第 10
10,000 人以上	4 平方キロメートル 未満	9 箇所	(該当なし)
	4 平方キロメートル 以上	10 箇所	(該当なし)

東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙
における公営ポスター掲示場の総数減少協議について

東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 56 年東京都条例第 66 号）第 2 条および公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 の規定の規定にもとづき、次のとおり東京都選挙管理委員会と協議する。

1 減少数

38

2 理 由

各投票区の地勢を考慮し、第 1 投票区、第 2 投票区、第 6 投票区から第 9 投票区、第 11 投票区から第 21 投票区、第 23 投票区、第 26 投票区および第 32 投票区について減とし、第 22 投票区および第 25 投票区については増とする。

3 投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
別紙のとおり

令和 7 年 3 月 26 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

青梅市投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
(令和7年執行 都議会議員選挙・参議院議員選挙)

投票区	選挙人名簿登録者数 (R7.3.3)	区分1	面積(k㎡)	区分2	法施行令第11 1条第1項の規定による数	設置数	増△減	理由
1	3,381	②5千人未満	1.0549	①2k㎡未満	7	4	△ 3	地勢等による減
2	2,267	②5千人未満	0.6495	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
3	6,723	③1万人未満	1.2370	①2k㎡未満	8	8	0	
4	9,400	③1万人未満	2.9560	②4k㎡未満	8	8	0	
5	4,546	②5千人未満	0.7437	①2k㎡未満	7	7	0	
6	4,462	②5千人未満	4.1272	③8k㎡未満	8	5	△ 3	地勢等による減
7	5,226	③1万人未満	0.9721	①2k㎡未満	8	5	△ 3	〃
8	6,888	③1万人未満	1.0475	①2k㎡未満	8	6	△ 2	〃
9	2,845	②5千人未満	2.5652	②4k㎡未満	7	5	△ 2	〃
10	7,261	③1万人未満	5.5339	③8k㎡未満	9	9	0	
11	1,448	②5千人未満	1.8944	①2k㎡未満	7	6	△ 1	地勢等による減
12	1,392	②5千人未満	1.2739	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
13	2,171	②5千人未満	1.5412	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
14	4,572	②5千人未満	6.2647	③8k㎡未満	8	5	△ 3	〃
15	1,866	②5千人未満	4.0332	③8k㎡未満	8	7	△ 1	〃
16	1,515	②5千人未満	3.3680	②4k㎡未満	7	6	△ 1	〃
17	173	①1千人未満	3.3860	②4k㎡未満	6	4	△ 2	〃
18	499	①1千人未満	4.3542	③8k㎡未満	7	5	△ 2	〃
19	408	①1千人未満	7.8773	③8k㎡未満	7	5	△ 2	〃
20	100	①1千人未満	1.5219	①2k㎡未満	5	2	△ 3	〃
21	794	①1千人未満	1.9527	①2k㎡未満	5	4	△ 1	〃
22	973	①1千人未満	6.3467	③8k㎡未満	7	8	1	有権者分布状況等による増
23	1,025	②5千人未満	6.4581	③8k㎡未満	8	7	△ 1	地勢等による減
24	761	①1千人未満	3.8061	②4k㎡未満	6	6	0	
25	453	①1千人未満	12.2559	④8k㎡以上	8	9	1	有権者分布状況等による増
26	112	①1千人未満	6.5823	③8k㎡未満	7	1	△ 6	地勢等による減
27	3,714	②5千人未満	2.2507	②4k㎡未満	7	7	0	
28	6,708	③1万人未満	1.6242	①2k㎡未満	8	8	0	
29	4,846	②5千人未満	0.6480	①2k㎡未満	7	7	0	
30	4,385	②5千人未満	0.5295	①2k㎡未満	7	7	0	
31	5,506	③1万人未満	0.7771	①2k㎡未満	8	8	0	
32	4,609	②5千人未満	1.4908	①2k㎡未満	7	6	△ 1	地勢等による減
33	5,715	③1万人未満	1.8383	①2k㎡未満	8	8	0	
34	4,181	②5千人未満	0.3478	①2k㎡未満	7	7	0	
合 計	110,925		103.3100		246	208	△ 38	